

大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）総合評価一般競争入札（技術提案型） 共通入札説明書

入札参加者は、大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）の入札において、この「大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）総合評価一般競争入札（技術提案型）共通入札説明書（以下「共通入札説明書」という。）」のほか、「電子入札公告」及び「電子入札心得」の内容を遵守するとともに、「契約書（案）」及び「設計図書」等その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

1 入札の手続き等（一般事項）

- (1) 大阪府電子契約システム（以下「システム」という。）により参加資格確認申請書、入札書の提出等の手続きを行う。

○電子契約システム

URL (<https://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/portal/index>)

- (2) システムの操作マニュアルについては、大阪府電子契約ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）の「操作マニュアル」よりダウンロードすることができる。

○ポータルサイトの「操作マニュアル」

URL (<https://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/portal/index>)

- (3) 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、参加を希望する入札の参加資格確認申請書の提出期限までに電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項第1号に掲げる電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、及びシステムを利用するための登録（以下「利用者登録」という。）を大阪府電子申請システムにより完了していること。

なお、以下の者の場合は、代表者がICカードを取得し、利用者登録を完了していること。

ア 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）

イ 経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）

ウ 官公需適格組合（以下「組合」という。）

○参考

	単体企業	特定JV	経常JV	組 合
ICカードの取得者	入札参加者	代表構成員	代表構成員	代表者
利用者登録を行う者	〃	〃	〃	〃
利用者登録時の名義	〃	代表者が <u>単体企業</u> として登録	代表者が <u>経常JV</u> として登録	代表者が <u>組合</u> として登録

○大阪府電子申請システム（ICカード登録）

URL (https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-iccard.html)

- (4) 参加資格確認申請書に添付する資料及び所定の工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）等の必要書類は、原則として電子ファイルとしてシステムにより提出すること。
- ア システムにより提出する電子ファイルは、次のアプリケーションソフトウェア（以下「アプリケーション」という。）を使用したファイル形式により提出すること。
- 保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう十分注意すること。
- 電子ファイルを圧縮する場合は、LZH又はZIP形式を指定し、自己解凍方式は指定しないものとする。

使用アプリケーション	ファイル形式
------------	--------

Microsoft Word	Word95からWord2016のバージョンでの保存のもの (DOC形式・DOCX形式)
Microsoft Excel	Excel95からExcel2016のバージョンでの保存のもの (XLS形式・XLSX形式)
その他のアプリケーション	Adobe Acrobat (PDF形式) 画像ファイル (JPEG形式、GIF形式、TIFF形式)

イ 電子ファイル化された書類の電子ファイルとしての総容量が「100MB」を超える場合は、システムの添付ファイルとして書類を提出することはできない。

ウ システムにより提出する書類は、事前にウイルスチェックを行い、ウイルスに感染していないことを確認した後に提出すること。

エ ウイルスに感染したファイルを提出した場合等は、速やかに「電子入札公告」の「担当課システム担当」あてに連絡すること。

提出された電子ファイルにウイルス感染があった場合は、入札書提出期間終了後に当該電子ファイルを提出した入札参加者と再提出の方法について協議を行うものとする。

また、開札後にウイルス感染が判明した場合は、必要な感染防止措置を行い、当該電子ファイルを提出した入札参加者と再提出の方法について協議を行うものとする。

- (5) 大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項に規定する本府の休日（以下「休日」という。）並びに休日を除く午後7時から午前9時の間は、保守・点検等のためシステムを利用できないことがある。

2 電子入札公告等の交付等

「電子入札公告」及び「共通入札説明書」等入札に参加するために必要となる資料（以下「電子入札公告等」という。）を、入札参加希望者に対し、交付する。

(1) 電子入札公告等の交付

ア 交付日

「電子入札公告」による。

イ 交付方法

システムにより行う。

(2) 交付する電子入札公告等の内容

「電子入札公告」による。

（「電子入札公告」の【交付書類一覧表】」参照）

(3) 電子入札公告等に対するシステムによる質問及び回答

ア 質問期間及び最終回答日

「電子入札公告」による。

イ 質問方法

システムにより行い、持参、郵送、電送及び電話等システム以外によるものは受付けないものとする。

質問には入札参加希望者名が特定できる内容を記載しないこと。記載があれば回答を行わないので注意すること。

なお、システムの質問欄に入力する質問は、1つの質問欄につき1つとする。1つの質問欄に複数の質問を行った場合は、回答欄に文字数制限があるため、回答できない場合がある。

ウ 回答方法

システムにより行い、回答は、利用者登録を完了した者に公開する。

回答には、重要事項等が含まれることがあるため、定期的に回答の内容を確認すること。

なお、回答の内容を確認しなかったことによる、入札参加希望者が被った損失について、本府は一切の責めを負わない。

3 予定価格等の公表

「予定価格」、「予定価格算出基礎額」並びに低入札価格調査制度に係る「低入札価格調査基準価格」（以下「調査基準価格」という。）及び「失格基準価格」を次のとおり公表する。

(1) 公表日

「電子入札公告」による。

(2) 公表方法

システムにより行う。

4 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件とする。

(1) 【単体企業の場合】

単体企業にあつては、単体企業として IC カードを取得し利用者登録を完了しており、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

ア 「電子入札公告」に定めた入札参加資格をすべて有している者であること。

イ 大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）でないこと、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

エ 「電子入札公告」の公告の日までに、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類（以下「業種」という。）のうち、「電子入札公告」に定める業種について、同法第 3 条第 6 項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けた者であること。

なお、一般建設業の許可又は特定建設業の許可の別は「電子入札公告」によるものとする。

オ 「電子入札公告」に定める建設工事の種類について、「電子入札公告」に示す審査基準日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。

カ 参加資格確認申請書の提出の日までに、「電子入札公告」に定める建設工事の種類について発注年度に該当する大阪府建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。

キ 「電子入札公告」の公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。

（ア） 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者

（イ） 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者（建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業の停止の命令であつて、大阪府の区域以外の区域又は「電子入札公告」に定める業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。）

（ウ） 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）、同規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）、同規則第 3 条第 1 項各号のいずれか又は同条第 2 項に該当すると認められる者

（エ） 本府との契約において、談合等の不正行為があつたとして損害賠償請求を受けている

者（「電子入札公告」の公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を全額納付した者は該当しない。）

（オ） 確定判決によって確定した損害賠償金、返還金その他の大阪府の債権について納期限までに納付していない者。

ク 入札参加者は他の入札参加者との関係において、次の（１）から（７）までのいずれにも該当しない者であること。

（１） 会社法第２条第３号の２に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）と同条第４号の２に規定する親会社等（以下「親会社等」という。）の関係にある場合

（２） 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（３） 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

d 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

② 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③ 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社の社員

④ 組合の理事

⑤ その他①から④までに掲げる者に準ずる者

（４） 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

（５） 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

（６） 事業所を同じくする場合

（７） その他入札の公正さが阻害されると認められる関係にある場合

（２）【特定ＪＶの場合】

ア 特定ＪＶにあつては、代表者が単体企業としてＩＣカードを取得し利用者登録を完了しており、構成員のすべてが、（１）に該当するものであること。

イ 特定ＪＶの結成にあたっては、「電子入札公告」に示す条件をすべて満たしていること。

（３）【経常ＪＶの場合】

経常ＪＶにあつては、代表者が経常ＪＶとしてＩＣカードを取得し利用者登録を完了しており、経常ＪＶにおいて（１）ア、イ、カ及びキに該当するものであること。

また、構成員のすべてが、（１）に該当するものであること。

ただし、イ及びカについては、「大阪府建設工事競争入札参加資格」を「大阪府経常建設共同企業体入札参加資格」と読み替えるものとする。

（４）【組合の場合】

組合にあつては、代表者が組合としてＩＣカードを取得し利用者登録を完了しており、組合において（１）に該当するものであること。

また、組合員のすべてが、（１）キのうち（ウ）及び（エ）に該当しないものであること。

５ 総合評価に関する事項

（１） 落札方式

この入札は、入札参加者の「入札価格（予定価格の制限の範囲内であるものに限る。）」と「

企業の技術力」を(2)の総合評価の方法により算出した数値（以下「評価値」という。）により落札者を決定する総合評価落札方式を採用するものである。

(2) 総合評価の方法

ア 総合評価点評価値は、次の計算式により算定する。なお、評価値は、小数点第5位以下を切り捨てるものとする。

$$\text{評価値} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \times 100,000,000$$

イ 技術評価点は、次の計算式により算定する。

$$\text{技術評価点} = \text{基礎点} + \text{加算点}$$

ウ 基礎点は、入札参加資格を有する者に対して付与する点数で、一律100点とする。

エ 加算点は、技術提案の内容について評価して付与する点数である。なお、技術提案の内容の詳細な評価方法は技術提案書作成要領（以下「作成要領」という。）による。

(3) 技術提案項目の履行

この入札で、落札者決定を受けた者に対しては、契約締結後、技術提案資料の審査において採用することとなった技術提案項目等の履行を求めるものとする。

なお、技術提案資料の審査において採用しなかった項目については、その履行を求めず、本府が示した標準設計による履行を求めるものとする。

6 入札参加申請手続き

入札参加希望者は、次のとおり参加資格確認申請書及び入札参加資格を確認するための添付資料をシステムにより提出（以下「入札参加申請」という。）し、本府の確認を受けなければならない。

なお、期限までに入札参加申請を行わない者及び参加資格確認通知書の参加資格の有無欄において「無」と通知を受けた者は、当該入札に参加することができない。

(1) 入札参加申請

ア 申請期間

「電子入札公告」による。

入札参加申請の受付には相当の時間を要するので、提出は余裕を持って行うこと。

イ 提出方法

(ア) 参加資格確認申請書

入札参加希望者（共同企業体及び組合の場合は代表者）がシステムで行うものとする。

(イ) 総合評価一般競争入札参加申込書

(ア) の参加資格確認申請書の添付資料として1(4)に基づき提出すること。

7 入札参加資格の審査及び審査結果の通知

(1) システムが入札参加申請を受け付けた場合、以下の項目のみシステムが審査（以下「自動審査」という。）を行い、その結果を参加資格確認通知書に(2)又は(3)のとおり記載し、入札参加希望者にシステムにより通知する。

なお、「自動審査を行う項目」以外の項目に関する入札参加資格の審査は、21の事後審査により開札後、実施する。

このため、開札を行った後、直ちに落札者が決定するわけではないため注意すること。

○自動審査を行う項目

ア 業 種

イ 受注希望工種

ウ 等 級（又は総合点数）

エ 総合評定値

オ 地 域

カ 入札参加停止及び入札参加除外状況

キ 経営事項審査の審査基準日

イ、ウ、エ及びオに係る自動審査は、「電子入札公告」により、入札参加条件とした場合のみ実施する。

（ただし、参加申請等の提出時には、当該要件を満たさないが、開札日に当該要件を満たす経営事項審査の結果通知書の写しの提出が可能であることを申告した者については、自動審査を行わない。）

*「電子入札公告」により、入札参加条件とした場合であっても、条件の設定によって自動審査しない場合がある。この場合の当該項目についての審査は21の事後審査により開札後、実施するものとする。

- (2) 自動審査の結果、(1)の審査項目を全て満たした者には、『参加資格の有無』欄に『有』と記載した通知を行う。
- (3) 自動審査の結果、(1)の審査項目を全て満たさない者には、『参加資格の有無』欄に『無』と記載した通知を行う。
- (4) 『参加資格の有無』欄に『無』と記載した場合は、その理由を付して通知する。
- (5) 入札参加申請の際、誤入力等により(3)の『参加資格の有無』欄に『無』と記載した通知を受けた者は、6(1)アの申請期間内であれば、再度、入札参加申請を行うことができる。
ただし、6(1)アの申請期間内に受付が完了しなかった場合、本府は一切の責めを負わない。

8 『参加資格の有無』欄に『無』の通知を受けた者に対する理由説明

- (1) 『参加資格の有無』欄に『無』の通知を受けた者は、その理由を通知書に記載されている期限までであれば、本府に説明を求めることができる。
- (2) (1)により説明を求める場合はシステムにより行い、持参、郵送、電送及び電話等のシステム以外によるものは受け付けない。
- (3) 理由説明を求めた者に対する回答は、システムにより行う。
- (4) (1)により説明を求めた者が7(1)の審査項目を全て満たすことが明らかになった場合、説明を求めた者は6の入札参加申請手続きを再度、6(1)アの申請期間内に行うこと。行うことが出来ない場合は入札に参加できない。
ただし、6(1)アの申請期間を経過した後に、入札参加資格を有することが明らかとなった場合には、改めてシステムにより7(2)の通知を行う。

9 作成要領及び設計図書等の交付

設計図書等は、入札参加希望者が本府に登録している入札参加資格に関する情報が、①登録業種 ②受注希望工種 ③等級区分（②③については設定のある案件に限る。）において、当該入札の入札参加資格と合致する入札参加希望者に対し交付する。ただし、発注機関の長が、入札参加資格「有」の者に限る場合は、7(2)の通知を受けた者のみに交付する。

(1) 交付期間

「電子入札公告」による。

ただし、作成要領及び設計図書等のダウンロードには相当の時間を要するので、余裕を持って

行うこと。

(2) 交付方法

交付はシステムにより行う。

ただし、入札参加希望者側のシステムのトラブル等により、システムから作成要領及び設計図書等の交付を受けることができない場合については、参加資格確認通知書を印刷し業者に関する情報が確認できないように消去した書面及び、図面のデータを記録するためのCD-Rメディア（未記録の状態で容量650MB以上のもの）を持参の上、「電子入札公告」の「担当課 入札契約担当」において電子ファイルとして受領すること。その際、会社名を明示、表示、教示する等、対面交付する職員が入札参加希望者名を知りうる状態であるときは、対面交付を拒否する場合があるため、十分な注意を払うこと。なお、対面交付には相当の時間を要する。

(3) 交付する作成要領及び設計図書等の内容

「電子入札公告」による。

（「電子入札公告」の【交付書類一覧表】参照）

(4) その他

設計図書等は、本件入札の積算及び見積り以外の目的で使用してはならない。

10 技術提案書の作成並びに設計図書等に対するシステムによる質問及び回答

技術提案書（表紙）、技術審査資料一覧表（以下「技術提案書」という。）の作成並びに設計図書等に対するシステムによる質問の提出及び回答の閲覧は7(2)の通知を受けた者のみが行うことが出来る。

(1) 技術提案書の作成に対する質問及び回答

ア 質問書の提出

(ア) 質問期間

「電子入札公告」による。なお、同公告に示された質問期間を経過した後に提出された質問には回答を行わない。

(イ) 質問方法

システムにより行い、持参、郵送、電送及び電話等システム以外によるものは受けけない。

質問には入札参加者名が特定できる内容を記載しないこと。記載があれば回答を行わないので注意すること。

なお、システムの質問欄に入力する質問は、1つの質問欄につき1つとする。1つの質問欄に複数の質問を行った場合は、回答欄に文字数制限があるため、回答できない場合がある。

(ウ) 質問にあたっての留意事項

質問内容欄には、技術提案書の作成に対する質問である旨を記載すること。記載のない場合は10(2)に対する質問とみなすことがあるので注意すること。

イ 質問に対する回答

回答には、重要事項等が含まれることがあるため、定期的に回答の内容を確認すること。

なお、回答の内容を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失について、本府は一切の責めを負わない。

(ア) 最終回答日

「電子入札公告」による。

(イ) 回答方法

システムにより行う。なお、回答は7(2)の通知を受けた者に公開する。

(ウ) 回答の閲覧方法

回答は、システムにより閲覧できる。

(2) 本入札の積算・見積りに対する質問及び回答

本入札の積算・見積りに係る設計図書等に対するシステムによる質問及び回答は、以下のとおりとする。

ア 質問書の提出

(ア) 質問期間

「電子入札公告」による。

(イ) 質問方法

(1) ア(イ)の質問方法と同じ。

イ 質問に対する回答

(1) イの本文と同じ。

(ア) 最終回答日

「電子入札公告」による。

(イ) 回答方法

(1) イ(イ)の回答方法と同じ。

(ウ) 回答の閲覧方法

(1) イ(ウ)の回答の閲覧方法と同じ。

回答は、システムにより閲覧できる。

11 技術提案書の提出及び審査等

(1) 技術提案書の作成

技術提案書は、作成要領により作成すること。

(2) 技術提案書の提出方法

ア 技術提案書の提出は、「電子入札公告」で示す期間にシステムにより行うものとする。持参、電送及び郵送等システム以外で提出されたものは受け付けない。

イ 提出にあたっては、技術提案書作成要領記載のファイル形式によりそれぞれ1個提出すること。

(3) 技術提案書の評価

以下の項目に該当する場合は、当該技術提案書は無効とし技術提案書の提出が無かったものとする。また、提出された入札書は無効とする。

ア 技術提案項目のうち、必須項目と指定された項目に技術提案がない場合。

イ 技術提案書の提出がなかった場合。

ウ 技術提案書は、入札参加者が自ら作成しなければならない。これに違反する事実が明らかになった場合。

エ 入札参加者は、自ら作成した技術提案書の記載内容について、他の入札参加者に知られることのないようにしなければならない。これに違反し、当該技術提案書の記載内容が他の入札参加者の提出した技術提案書に記載されていることが明らかになった場合。

オ 技術提案書の記載に不備がある場合

・ 技術提案書について、入札参加者の「所在地・商号又は名称・代表者名（共同企業体の場合は、「共同企業体名・代表構成員の所在地・商号又は名称・代表構成員の代表者名」とする。以下同じ。）」の記載が漏れている場合

・ 技術提案書に記載の本工事の工事名が間違っている場合もしくは記載がない場合

・ 合計点が表示されていない技術審査資料一覧表を提出した場合

カ システム以外で提出された場合。

キ 技術提案書（表紙）及び技術審査資料一覧表それぞれについて、2部以上の提出があった場合。

ク 本工事で交付した様式以外を用いて技術提案書を提出した場合。（流用したものと判断できる技術提案書を提出した場合も含む）

(4) 技術提案書提出に係る留意事項

ア 技術提案書に記載された内容については、その後の工事について、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的な権利を有する提案については、この限りでない。

なお、提案内容に関する事項は、提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了解を得ることなく一つの提案内容の一部のみを採用することはしないものとする。

イ 技術提案書の内容は公表しないものとする。ただし、落札候補者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に、他者に比べて優位な点を公表することがある。

ウ 提出期間中であれば、再提出は何度でも可能である。ただし、前回提出フォルダは、全て消去されるため、期間内に再提出する場合は、提出資料一式を再提出すること。

エ 1度に提出できるファイルは1個であるため、2つ以上のファイルを提出する場合は、1つの圧縮フォルダ（ZIP形式に限定）に纏めてから提出すること。

オ 提出された技術審査資料一覧表において21(2)オに示す「事後審査書類」との不整合が認められた場合は、該当する評価項目を最低点（0点）とする（ただし、「工事成績点に係る減点」については最低点（-1点）とする。）。

カ 技術審査資料一覧表の申請の有無で重複申請した場合はその項目を0点とする（例：同種工事の施工実績で1件と2件以上どちらも「有」と回答した場合。選択の申請においてどちらも「有」と回答した場合等）。

キ 審査は提出期限後に行うものとし、システム内に残っているファイル全てを審査の対象とする。

ク 圧縮フォルダのファイル名は、技術提案書作成要領を参照すること（使用禁止文字に注意）。

ケ ファイル容量は10MB未満とすること。

コ 提出された技術提案資料は返却しない。

12 連絡事項の確認

- (1) 7(2)の通知を受けた者は、当該入札執行の保留、延期又は取り止め若しくはその他入札に関する重要事項等を連絡する場合があるため、システムにより連絡事項を定期的に確認すること。

なお、連絡事項を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失について、本府は一切の責めを負わない。

- (2) 連絡事項の確認方法

連絡事項は、システムにより確認できる。

13 入札書の提出

- (1) 入札書の提出期間

「電子入札公告」による。

- (2) 入札書の提出方法

ア システムにより入札書を提出するものとし、持参、郵送及び電送等システム以外によるものは受け付けない。

なお、入札書提出にあたっては、システムに入札金額、くじ入力番号等必要事項を入力すること。

イ システムにより入札書を提出した後は、入札書の書換え、引換え及び撤回をすることができない。

- (3) 入札回数

原則として1回とする。

- (4) 再度の入札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に入札がないときは再度の入札を行う。

イ 再度の入札を行う場合は、システムにより入札参加者に次の事項を通知する。

（ア）再度の入札を行う旨

（イ）再度の入札の入札書の提出期間

- (ウ) 再度の入札の開札日時
 - (エ) 当初の入札の予定価格を超える入札金額のうちの最低入札金額
 - ウ 再度の入札は1回限りとする。
 - エ 当初の入札において、次のいずれかに該当する者は再度の入札に参加することはできない。
 - (ア) 入札を辞退した者又は入札書を提出しなかった者
 - (イ) 低入札価格調査の失格基準価格未満で入札した者
 - (ウ) その他、電子入札心得第9条の規定により無効とされた入札をした者
 - オ 13(4)イの通知を確認しなかったことによる入札参加者が被った損失について、本府は一切の責めを負わない。
- (5) その他
- 入札書の入力に際しては、次の事項に留意すること。
- ア 入札書の入力には注意して正確に行い、入力内容を確認の上、入札書の提出を行うこと。
 - イ パソコン等の利用環境により、送信が長時間となることがあるため、提出期間内に余裕を持って入札書の提出を完了すること。
 - ウ 入札書が正常に送信されたことを、入札書受信確認通知画面又は入札状況一覧において確認すること。なお、入札書受信確認通知書画面を印刷し、入札書の提出が完了したことを証する書面を保管しておくこと。
 - エ 7(2)の通知を受けた後、1(3)による利用者登録を行ったICカードが失効したときには、当該ICカードでは電子入札に参加できない。
ただし、複数のICカードを所持し、かつ利用者登録を行っている者は、失効したICカード以外のICカードで、引き続き電子入札に参加することができる。

14 入札参加の取下げ及び辞退

入札参加者は、下記に示すところにより、入札参加の「取下げ」あるいは「辞退」をすることができる。

入札参加を辞退した者又は取下げた者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはないものとする。

(1) 入札参加の取下げ

入札参加者は、6(1)アに示す参加資格確認申請書受付期間中に限り、入札参加申請をシステムにより取下げることができる。この場合、同期間中であれば、再度、システムにより入札参加申請を行うことができる。

(2) 入札参加の辞退

- ア 入札参加者は、7(2)の通知を受けた後から入札書を提出するまで、入札参加を辞退することができる。ただし、入札書の提出後は、辞退することができない。
- イ 入札参加を辞退するとき、又は参加資格を喪失する事由が生じ入札参加を辞退するときは、システムにより入札の辞退届を提出しなければならない。
- ウ 辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回できない。
- エ 入札参加を辞退したものは、参加資格確認申請書受付期間中であっても、当該入札には再度申請することができない。

15 入札執行の保留、延期又は取り止め若しくは紙入札への変更

入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じシステムによる入札の執行が困難又は執行すべきでないと認められるときは、入札執行を保留、延期又は取り止め（以下「保留等」という。）若しくは従来の紙を用いた入札に変更する場合があるものとする。

なお、保留等又は従来の紙を用いた入札に変更したことによる、入札参加者が被った損失について、本府は一切の責めを負わない。

- (1) 天災地変等により通信遮断、交通途絶等の事由が発生したとき。
- (2) システムに障害が発生したとき。
- (3) 入札執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。
- (4) 8(4)の規定により改めて7(2)の通知を行った場合、その者の建設業法に基づく見積期間が確保されないと判断したとき。
- (5) 技術提案書の提出が1者からも無く、有効な入札書の提出が見込めないとき。
- (6) その他発注者が、やむを得ない事由により入札執行を保留等すべきと判断したとき。

15-2 調査の実施

15(3)により、入札執行を保留等したときは、必要に応じて公正入札に係る調査を行う。
この場合、入札参加者は調査に協力しなければならない。

16 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（※）をシステムの添付書類として1(4)により提出すること。
※：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条で定める労務費等の経費の内訳を記載したものであること。
- (2) 提出する工事費内訳書は、種目別、科目別とも専門業者から見積りを徴収するものを除き、自らの責任で積算したものであること。
- (3) (1)で定める内訳を記載した工事費内訳書を提出しない者が提出した入札書は無効とする。
- (4) 工事費内訳書には、技術提案書（表紙）で提案した技術提案の費用を適切に計上すること。
そのため、技術提案にかかる費用の計上にあたっては、交付した工事費内訳書を適宜変更してもよい。また、提案された内容がわかるように必要に応じて代価表を工事費内訳書の末尾に添付すること。
- (5) 工事費内訳書は、必ず提出しなければならないものであるが、記載内容について入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。ただし、大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱（建設工事版）第8条第2項に規定する事前調査（以下「低入札事前調査」という。）の対象となり、低入札価格調査に必要な資料として取り扱う場合は、この限りでない。
- (6) 13(4)に規定する再度の入札を行う場合は、入札書に工事費内訳書の添付は要しない。ただし、落札候補者となった場合のみ、21の事後審査において、工事費内訳書を提出すること。

16-2 低入札価格調査意向確認書（大阪府電子契約システムの入札書において、調査資料を提出する意思の有無を示す入力項目を含む。）（以下「意向確認書」という。）の提出。

- (1) 入札に際し、低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った場合の低入札価格調査の意向を確認する意向確認書を、1(4)により提出すること。
- (2) 意向確認書において、調査資料を提出する意思のない旨を示した場合で、調査基準価格未満の価格で提出した落札候補者の入札書は無効となる。
- (3) 落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合で、かつ、意向確認書を提出しなかった場合又は調査資料提出に関する意思が確認できない意向確認書を提出した場合は、調査資料を提出する意思がないものとみなし、当該落札候補者の入札書は無効とする。
- (4) (2)及び(3)に該当する者については、入札書の価格が調査基準価格を下回った旨の通知を行わないものとする。

17 入札金額

落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって請負代金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であ

るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

18 入札保証金等

- (1) 入札保証金は大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第61条の規定に該当する場合は免除する。
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、違約金として契約希望金額の100分の2に相当する額を徴収する。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。
 - ① 大阪府入札参加停止要綱 別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - ② 大阪府入札参加停止要綱 別表6（安全管理措置）（2）イの規定により入札参加停止1月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - ③ 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
 - ④ 死亡、傷病又は退職により配置技術者が欠けることとなったため契約を締結しない場合

19 開札の日時及び方法

- (1) 開札の日時
「電子入札公告」による。
- (2) 開札の方法
システムにより開札する。
入札参加者名、入札状況及び入札結果については、落札者決定後に、システムにより公開する。
技術評価点及び評価値についても、落札者決定後に、システムにより公開する。
ただし、公正入札調査を行う場合等本府が必要であると認めたときは、公開しないことがある。
- (3) 開札状況の閲覧方法
入札金額等に係る開札状況、技術評価点及び評価値は、ＩＣカードでシステムにアクセスするのではなく、大阪府ホームページにより閲覧できる。

20 技術提案書に係る評価結果に対する質問及び回答

技術評価点に対する質問及び回答は、以下のとおりとする。

- (1) 質問書の提出
 - ア 対象者
入札書を提出した者（以下「入札書提出者」という。）は、技術評価点について質問をすることができる（辞退、入札書不着は除く。）。
 - イ 質問期間
19(2)により評価値を本府のホームページにより閲覧に供した日の翌日から起算して2日間（休日を除く。）とする。
 - ウ 質問方法
書面（様式は作成要領に添付）の持参により行うこととし、システム、郵送、又は電送及び電話等によるものは受け付けない。
 - エ 提出場所
作成要領による。
- (2) 質問に対する回答
質問に対する回答は、(1)イの質問期間の最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、質問書を提出した者に対して書面により回答する。

20-2 公表後の予定価格等に対する質疑及び回答

予定価格等を入札執行後に公表する案件について行う予定価格に対する質疑及び回答は、以下のとおりとする。

(1) 対象者

入札執行後に公表する予定価格等に対する質疑のできる者は、質疑を行おうとする入札案件について入札書を提出した者（以下「入札書提出者」という。）とする。

(2) 質疑期間

「電子入札公告」による。

(3) 質疑方法

システムにより行い、持参、郵送、電送及び電話等システム以外によるものは、受け付けない。

なお、システムの質問欄に入力する質問は、1つの質問欄につき1つとする。1つの質問欄に複数の質問を行った場合は、回答欄に文字数制限があるため、回答できない場合がある。

(4) 確認及び回答をすべき質疑として取り扱わないもの

（「建設工事等の公表後の予定価格等に対する質疑に関する要綱第8条」による）

質疑が次の各号のいずれかに該当するときは、確認及び回答をすべき質疑として取り扱わない。

ア システム以外の方法によるもの

イ 質疑の内容が具体的でないものその他質疑の内容が特定できないもの

ウ 建設工事等の一般競争入札に関する本府の要綱、要領及び基準並びに公表された設計図書等で確認できるもの

エ 大阪府建設工事条件付一般競争入札実施要綱第12条及び大阪府測量・建設コンサルタント等条件付一般競争入札実施要綱第12条の規定による電子入札公告等及び設計図書等に対する質問期間中に質問を行い確認すべきもの又は既に質問があり回答を行ったもの

オ 契約書に規定する設計図書に位置づけられない参考数量を記載した図書に関するもの

カ 入札書提出者名が特定できる内容が記載されたもの

キ 質疑に係る文字、数字等が判読できないもの

ク 当該入札に直接関係のないもの

ケ 前各号に掲げるもののほか、質疑として取り扱わないことが適当であると発注機関の長が認めたもの

(5) 質疑への回答

質疑への回答は「電子入札公告」に定める期日までに、システムにより行うものとし、全ての入札書提出者が閲覧できるようにするものとする。ただし、やむを得ない事由により期日までに確認を完了し回答することが困難である場合は、その事由が解消した後、直ちに回答するものとする。

また、質疑が前項のいずれかに該当するときは、回答すべき質疑として取り扱わない旨を回答するものとする。

21 事後審査

事後審査は以下のとおり実施する。

事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが明らかとなった者の提出した入札書は無効とする。また、本府と請負契約を締結する営業所等の所在地（以下「営業所の所在地」という。）において『営業所』の実態がないものとみなした場合も同様に入札書は無効とする。

(1) 事後審査の手順

ア 予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者で、評価値の最も高い者（低入札価格調査の失格基準価格以上で入札した者に限る。以下同じ。）を「落札候補者」とし「落札候補者」についてのみ開札後、実施する。

イ 「落札候補者」が2者以上あるときは、落札候補者が13(2)アによる入札書提出時に入力し

た「くじ入力番号」に従い、電子くじにより事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。

ウ 事後審査は、二段階で行う。

第一段階の審査として落札候補者が11(2)により提出した技術提案書（表紙）の審査を行う。技術評価点に変更がなければ、「落札候補者の提出書類」の提出について連絡する。

第二段階の審査として「落札候補者の提出書類」の審査を行う。

審査の結果、技術評価点に変更が生じた場合は、変更後の技術評価点で再評価し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札書を提出した他の者のうち、評価値の最も高い者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とし、同様の審査を行う。

第二段階の審査により、提出した入札書が無効となった場合も同様とする。

なお、この場合、次順位者が2者以上あるときは、イと同様の方法により事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。

エ 上位順位の者の資格が有効であると確認された場合は、次順位以降の者の事後審査は行わない。

○電子くじの方法については以下を参照

https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-kensetsu-garapon.html

(2) 事後審査の内容

ア 7(1)に示す「自動審査を行う項目以外の項目」の審査

イ 7(1)に示す「自動審査を行う項目」の確認

（自動審査を行う項目についても、開札後、改めて確認します。）

ウ 工事費内訳書の確認（ただし、低入札事前調査の対象とする場合は、低入札価格調査の一部として実施する。）

エ 『営業所』の現地調査

- 対象者
- ①公告日を起算日とした過去10年間に本府と契約締結した実績がない者
 - ②平公告日を起算日とした過去10年間に本府から指名された実績がない者
 - ③営業所の実態に関して疑いのある旨の通報があった者
 - ④その他、本府において確認が必要と認める者

確認方法 『営業所』内部に立ち入り、「標識の掲示の有無」、「営業に関する帳簿の備付けの有無」、「電話・机など什器備品の有無」などの確認（内部調査）を行う。

※『営業所』の現地調査時に必要な項目が確認できなかった場合や現地調査に応じない場合又は現地調査において調査を妨害した場合は、『営業所』の実態が無いものとみなします。

（参考URL）『落札候補者の営業所の現地調査の強化等について』

https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-kensetu-eigyosho.html

オ 落札候補者の提出書類の審査

落札候補者は、「電子入札公告」に示す「提出書類一覧表」に記載する落札候補者の提出書類（以下「事後審査書類」という。）を各資料に記載した指示に従い作成し、「電子入札公告」に示す日時及び方法により提出すること。

なお、事後審査書類を指定した日時までに提出しないときは、その者の提出した入札書は無効とする。また、事後審査書類を指定した日時までに提出しない者は、事後審査書類を提出しない意思を明示した書面を提出すること。

(3) 前2項の規定にかかわらず、低入札事前調査により失格となった場合は、その者に対する事後審査は行わず、事後審査書類の提出は求めない。

(4) 労務費等の適正性を確認するための調査の内容

労務費等の適正性を確認するための調査の対象は、低入札価格調査制度の案件のうち、提出された工事費内訳書の直接工事費の金額が、予定価格算出基礎額の直接工事費に0.97（但し、

建築及び建築設備工事のみ直接工事費に0.9を乗じた金額に0.97)を乗じた金額を下回る入札を行った場合とし、労務費等の適正性を確認するための調査の対象となった落札候補者は、「電子入札公告」に示す日までに、理由書をシステムにより提出すること。理由書を提出しない者の入札書は無効とする。なお、理由書が提出された場合であっても合理的な回答が確認できなかった場合は、本府は建設業法40条の4に基づく調査を行う者（以下「建設Gメン」という。）への通報を行い、建設Gメンから受注者に調査が行われる場合がある。

22 低入札価格調査制度に係る調査資料の提出並びに調査及び審査の実施

- (1) 低入札事前調査の対象となる案件においては、調査基準価格未満の価格で入札を行い、かつ、意向確認書において低入札調査資料を提出する旨を表明した落札候補者（低入札価格調査の失格基準価格以上の価格で入札した者に限る。）について、21の事後審査の前に、16に示す工事費内訳書の低入札事前調査を実施する。
- (2) 調査基準価格未満の価格で入札を行った落札候補者（前項で失格判定を受けた者を除く。）が、21の事後審査の対象者となった場合は、「電子入札公告」に示す日までに、低入札価格調査に必要となる資料（以下「調査資料」という。）を提出すること。
この者が低入札価格調査の結果、失格となった場合、次順位者について21の事後審査を行うとともに、その者が調査基準価格未満の価格で入札しているときには、低入札価格調査を行う。次順位者に対して低入札価格調査を行う旨の連絡をするので、次順位者はその連絡があった日の翌日(休日を除く。)の午後5時までに調査資料を提出すること。
ア 提出の方法
システムにより提出すること。
- (3) 調査資料の作成にあたっては、設計図書等に含まれる「調査資料一覧表（低入札価格調査制度に係る調査資料）」に従い作成すること。（「電子入札公告」の【交付書類一覧表】参照）
- (4) 意向確認書で調査資料を提出する旨の意向を表明し、21の事後審査において事後審査書類を提出した落札候補者で、入札参加資格を有すると認められた者が、指定した日時までに調査資料を提出しない場合は失格とする。
- (5) 調査資料に基づき、大阪府総務部契約局競争入札審査会で当該入札価格によって契約の内容に適合した履行がされるか否かについて調査及び審査を行う。
- (6) 調査資料の返却は行わない。

23 配置技術者の資格及び雇用関係の確認

「電子入札公告」により、配置技術者に求める資格及び雇用関係の確認は、21の事後審査の対象者についてのみ以下のとおり確認を行うこととし、資格及び雇用関係の確認ができない者の提出した入札書は無効とする。

(1) 資格の確認

「電子入札公告」の「3 入札参加資格」の「配置技術者」に示すところにより、配置する技術者の区分に応じて、以下のとおり配置技術者の資格の確認を行うこととする。

- ① 監理技術者（建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例2号）を含む。）

監理技術者の資格の確認を行うために、次に掲げる書類の写しを「電子入札公告」に示す日時までにシステムにより提出すること。

ア 監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）

イ 監理技術者講習修了証（以下「修了証」という。）

② 主任技術者

主任技術者の資格の確認を行うために、次に掲げるア又はイの写しを「電子入札公告」に示す日時までにシステムにより提出すること。

ア 主任技術者資格を有する証（実務経験によるものは経歴書）

イ 資格者証を有する者は、上記①と同じ

- ③ 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第二号の適用を受ける監理技術者を補佐する者をいう。）

監理技術者補佐の資格の確認を行うために、次に掲げるア又はイの写しを「電子入札公告」に示す日時までにシステムにより提出すること。

ア 監理技術者資格を有する証

イ 一級施工管理技士補は、上記②に加え、一級第一次試験合格証明書

※建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号に求める技術検定種目と同じであること。

(2) 雇用関係の確認

「電子入札公告」の「3 入札参加資格」の「配置技術者」に示すところにより、当該配置技術者が入札参加申請の日以前に3ヶ月以上の雇用関係を有することを条件としている場合は、当該技術者の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書、その他雇用関係を証明できる書類（以下「雇用関係証明書類」という。）のうちいずれかの書類の写しを「電子入札公告」に示す日時までにシステムにより提出すること。

なお、上記(1)の資格の確認で、資格者証を提出する場合において、同資格者証で雇用関係が確認できるときは、雇用関係証明書類の提出を要しない。

(3) 専任性の確認

請負代金額が、4,500万円（建築一式工事の場合は、9,000万円）以上となる工事の場合にのみ、次に掲げるア及びイの副本の写しを「電子入札公告」に示す日時までにシステムにより提出すること。

ア 経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）

イ 専任技術者一覧表（様式第1号別紙4）

24 誓約書の提出の確認

21の事後審査の対象者は、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書及び社会保険等に関する誓約書を、「電子入札公告」に示す日時までにシステムにより提出すること。

24-1 電子契約同意書の提出について

21の事後審査の対象者は、大阪府電子契約実施要領第2条第1号に規定する電子契約（以下「電子契約」という。）による契約締結を選択する場合、大阪府電子契約実施要領第5条第1号の規定により「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を「電子入札公告」に示す日時までにポータルサイトの汎用通知・書類アップロードにより提出すること。

25 入札書の無効

- (1) 入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書並びに電子入札心得及び電子入札公告等において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

なお、本府より入札参加資格のある旨確認された者であっても、21の事後審査の後、入札時点において入札参加資格のない者が提出した入札書は無効とする。

また、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (2) 21の落札候補者が、提出する事後審査書類の「配置技術者の実績調書」について、11により提出した技術提案書の「配置予定技術者（監理技術者）の実績」の内容に合致する技術者が記載されていない場合は、当該配置技術者調書を提出した者の入札書は無効とする。ただし、技術者を複数人記載し、合致する技術者を記載したうえで別の技術者を配置する場合は、その配置技術者が技術提案書に記載した「配置予定技術者（監理技術者）の実績」の合計点以上の場合、合致する技術者を配置したもののみとし、合計点未満の技術者の場合は、記載内容の不整合とみなし「配置予定技術者（監理技術者）の実績」の全ての項目を0点とする。なお、技術提案書に記載

した配置（予定）技術者の工事施工実績による評価が得られなかった場合、「電子入札公告」の「入札参加資格」に示す配置技術者を配置すること。

26 落札者の決定方法

落札者は以下の方法により決定する。

ただし、「電子入札公告」において、複数の入札案件に入札書の提出を認めているが、落札可能案件数を制限している場合は、開札日時の早い工事から落札決定を行い、制限している件数を当該落札者が満たしたときは、他の案件の落札者とししないものとする。

落札者を決定した場合は、その金額（契約希望金額）を請負代金額とする。

なお、請負代金額に1円未満の端数が生じた場合、切り捨てるものとする。

(1) 落札候補者の入札価格が調査基準価格以上の場合

21の事後審査により有効な入札書を提出したと認められた者を落札者とする。

(2) 落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回り、21の事後審査において入札参加資格を有すると認められた場合

ア 低入札価格調査を行い、落札者を決定する。

イ 低入札価格調査の結果、落札候補者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、次順位者に対し21の事後審査を行う。

ただし、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回るときは、改めて、低入札価格調査を行い、落札者を決定する。

ウ 低入札価格調査を行う場合、最高の評価値をもって入札した者が2者以上あるときは、21(1)イの電子くじにより決定された事後審査の実施順位に従い低入札価格調査を行う。

この場合、上位順位の者を落札者とした場合は、次順位以降の者の低入札価格調査は行わない。

(3) 落札者は、開札後、事後審査及び低入札価格調査等、必要な審査及び調査を行った後決定するため、落札者の決定までに日時を要する。（『営業所』の現地調査、低入札価格調査及び公正入札調査対象となった場合を除き、概ね二週間程度での確定を目途とする。）

27 職員数の現況調査

「電子入札公告」により職員数の現況調査を実施対象としている場合、落札者は、「職員数の現況調査書」（添付書類を含む。）を「ポータルサイト」に提出すること。

（「電子入札公告」の【交付書類一覧表】参照）

なお、落札者が「職員数の現況調査書」に事実と異なる内容を記載したことが判明した場合は、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を行うことがある。

28 契約手続等

(1) 契約書類は、落札者あてポータルサイトで送信する。

(2) 落札者は、電子契約に同意する場合は、ポータルサイトにお知らせされる署名依頼通知から、電子契約同意書に記載した契約締結権限者の役職、氏名、メールアドレスを入力し、落札決定の日の翌日から起算して10日以内（休日を除く）に署名を行うこと。また、押印により契約締結する場合は、落札決定の日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に署名を行うこと。また、押印により契約締結する場合は、落札決定の日の翌日から起算して10日以内（休日を除く）に契約書を提出すること。

(3) (2)の期間内に署名を行わない場合又は契約書の提出がない場合は、落札者又は契約の相手方としての権利を放棄したとみなすことがある。

(4) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構

成員が次のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことがある。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合

イ 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合（建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は「電子入札公告」に定める業種以外の業種に係るものを受けた場合を除く。）

ウ 本府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた場合

エ 契約締結予定日時点での有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを提出できない場合

(5) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が入札参加除外者、誓約書違反者、暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当したと認められる場合は、契約を締結しないものとする。

(6) (3)から(5)までの規定により契約を締結しないときは、18(2)に定める違約金を本府に支払わなければならない。この場合、本府は一切責めを負わない。

(7) 「電子入札公告」により、議会対象案件となっている場合は、(2)により締結する契約は大阪府議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決がなされたとき本契約となる。

この場合(4)の「契約締結の日」は「本契約締結の日」と読み替えるものとし、「契約を締結しないことがある」は「仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことがある」と読み替えてこれらの規定を準用する。

また、(5)の「契約締結の日」は「本契約締結の日」と読み替えるものとし、「契約を締結しないものとする」は「仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行う」と読み替えてこれらの規定を準用する。

なお、仮契約を締結しないとき、又は仮契約を解除したときは、落札者は18(2)に定める違約金を本府に支払わなければならない。この場合本府は一切の責めを負わない。

(8) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、大阪府の工事担当者等に対して、電子契約ポータルサイトにより、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知書により通知すること。

29 契約保証金

(1) 落札者は、請負代金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ア 本府が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券等

イ 本府が確実と認めた当契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

(2) (1)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は免除する。

ア 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、請負代金額の100分の10以上）を締結したとき。

イ 債務の履行を保証する公共工事履行保証契約（保証金額は、請負代金額の100分の10以上）を締結したとき。

30 調査基準価格未満の価格で契約した場合の請負者の責務

(1) 調査基準価格未満の価格で契約した請負者は、発注者がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、低入札価格調査において提出した施工体系図で示した下請次数を遵守しなければならない。

(2) 調査基準価格未満の価格で契約した請負者は、下請業者への支払い状況を把握するため、施工体制台帳の下請契約書（写し）のほか、それに応じた領収書等、支払い関係が証明できる書類

(写し)を提出するものとする。

- (3) 調査基準価格未満の価格で契約した請負者は、請負者及びその下請負人に対しての施工体制、支払状況等についての調査及び確認について協力しなければならない。

31 配置予定技術者の実績を評価されて契約した場合の請負者の責務

11により提出した技術提案書において配置予定技術者の実績に係る加算点が評価されて契約した場合、事後審査書類「配置予定技術者の実績調書」に記載の配置（予定）技術者の中から選定した者を、契約工期の当初（余裕期間制度適用案件については、工期の始期日）から配置しなければならない。

なお、契約工期の当初（余裕期間制度適用案件については、工期の始期日）に配置した技術者の途中交代を行う場合は、本案件で申請した配置技術者と同等以上の評価がなされる者を配置するものとする。なお、配置技術者の「死亡」により途中交代を行う場合は、この限りでない。

ただし、「死亡」以外の理由により本案件で申請した配置技術者と同等以上の評価ができない者を配置する場合は、その交代日から次年度末までの都市整備部発注（住宅建築局を除く）の総合評価方式による公告案件において、当該入札参加者の配置予定技術者に係る加算点の申請を認めないものとし、併せて工事成績点を5点減点する。

32 総合評価に関する注意事項

(1) 履行に関する事項

この入札に係る技術提案書については、契約図書に含めることとし、施工途中及び工事完了後に、当該技術提案書の履行状況について確認を行う。また、「現場従事技能者の配置」、「若手・女性技術者の育成」、「大阪府内企業への下請け」及び「担い手の確保」の審査項目を設けている場合、当該項目についても契約図書に含めることとし、その履行状況の確認を行う。ただし、履行確認の方法等については、本府・請負者協議のうえ、定めるものとする。

なお、技術提案書の内容が請負者の責により履行されない場合は、それぞれの項目について下記に示すとおり工事成績点を減点する。

ア 技術提案

提案内容に対する達成率（達成率とは、技術提案項目の達成状況に対する技術評価の加算点を技術提案書の審査において付与された技術評価の加算点で除した率（百分率）をいう。以下同じ。）により、工事成績点を次のとおり減点する。また、契約違反として、違約金を請求することがある。

- | | |
|-----------------|-------|
| ・達成率50%未満 | 10点減点 |
| ・達成率50%以上75%未満 | 5点減点 |
| ・達成率75%以上100%未満 | 3点減点 |

イ 現場従事技能者の配置

「企業の技術力」のうち、「現場従事技能者の配置」について評価を受けた場合で、本工事の契約期間中に、申請した現場従事技能者又は現場従事技能者と同等以上の評価がなされる者の配置が確認できなかった場合は、工事成績点を5点減点する。

ウ 若手・女性技術者の育成

「企業の信頼性・社会性」のうち、「若手・女性技術者の育成」について評価を受けた場合で、技術審査資料の内容を証明する調書類の「若手・女性技術者の育成調書」で申請した者の中から選定した者を現場施工工期の当初から工期末まで（主任・監理技術者の専任期間に準拠）配置しなければならない。なお、当該技術者の途中交代は原則認めない。ただし、「死亡」「傷病」「出産」「育児」「介護」又は「退職」等、真にやむを得ない理由により途中交代を行う場合はこの限りでない。

配置した若手・女性技術者の途中交代を行う場合は、本案件で申請した配置技術者と同等の評価がなされる者を配置するものとする。本案件で申請した配置技術者と同等の評価がで

い者を配置した場合、又は補助者の配置が確認できなかった場合は、工事成績点を5点減点する。なお本運用は、事後審査終了以降に「若手・女性技術者の育成調書」に記載の技術者を、現場施工工期の当初から配置できない場合についても適用する。

エ 大阪府内企業への下請け

「企業の信頼性・社会性」のうち、「大阪府内企業への下請け」について評価を受けた場合で、完成時に一次下請契約額の総額に占める大阪府内企業の契約額の合計が、作成要領に定める率を下回った場合は、工事成績点を5点減点する。

オ 担い手の確保

「企業の信頼性・社会性」のうち、「担い手の確保」について評価を受けた場合で、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用を確認できなかった場合は、工事成績点を5点減点する。

(2) 減点項目に関する事項

「工事成績点に係る減点」の審査項目において、該当実績が無いものとして技術評価点の減点がなされずに落札決定した場合、落札決定後に「工事成績点に係る減点」の項目に該当する実績があることが判明したときは、工事成績点を5点減点する。ただし、「電子入札公告」の公告の日以降の成績点通知によるものは対象外とする。

33 実施上の留意事項

(1) 入札に参加するための費用は、参加資格確認申請書等の提出者の負担とする。

(2) 入札参加申請又は事後審査書類等に虚偽の記載をした者には、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。

また、入札参加申請又は事後審査書類等に虚偽の記載を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

(3) 次の場合は、入札執行を取り止める。

ア 入札書の提出者が無い場合

イ 「電子入札公告」により1者入札を原則無効とした案件について、入札者が1者のみの場合

ただし、入札書の提出者が1者のみの場合でも、当該入札者の入札金額が、低入札価格調査基準価格の「予定価格等のランダム係数処理基準」第4条の規定に基づくランダム係数処理による上方の最大変動値（以下「ランダム最大変動値」という。）以下の場合はこの限りでない。

(4) 受注希望工種の登録及び変更について

「電子入札公告」にて、受注希望工種の登録を条件として発注した案件は、入札参加申請を行う前に受注希望工種の登録が必要である。

なお、同一年度内に登録済みの受注希望工種を変更する場合は、次の期間に限り1回だけ行うことが可能である。

《 受注希望工種の登録を条件とした入札案件に、入札書を提出するまでの期間 》

入札参加申請を行った後、受注希望工種を変更する場合は、必ず14(2)のとおりシステムにより辞退届けを提出すること。入札書の提出期間を過ぎても入札書が大阪府電子入札サーバーに未到着（以下「入札書不着」という。）の場合は、1回に限られる受注希望工種の変更は行えないため注意すること。

参考 ※ 受注希望工種は原則「発注部局単位に登録」するものである。

※ 受注希望工種の変更制限は、発注年度単位で行う。

※ 参考URL：https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-kensetsu-aikosyu.html

(5) 本入札における入札参加資格の審査及び確認は、開札後「落札候補者」及び「本府が必要と認める者」についてのみ実施する。

このため、公開画面において、公開されている全ての入札参加者が、本入札の入札参加資格

を有していたとは限らないので、留意すること。

(公開画面の確認方法は、19(3)開札状況の閲覧方法 参照)

○公開画面での表示の方法

・落札した者	⇒	落札企業名称及び落札金額を表示
・失格となった者	⇒	企業名称及び入札金額を表示する。摘要欄は「失格」
・無効の入札を行った者	⇒	企業名称及び入札金額を表示する。摘要欄は「無効」
・入札を辞退した者	⇒	企業名称を表示し、摘要欄は「辞退」と表示
・入札書を提出しなかった者	⇒	“ “ 摘要欄は「入札書不着」と表示

(6) システム障害等により入札手続が困難となった場合など、本府がやむを得ないと認めるときは、本入札を中止し、他の入札方法への変更をすることがある。

(7) 使用禁止文字（機種依存文字等）

システムを利用する際、機種依存文字等を使用したときは、表示されない又は印刷時に文字化けするといった不具合が起きることがあるため、次に示す文字をシステムに直接入力したり、申請書、工事費内訳書等を添付する際のファイル名として使用しないよう十分注意すること。ただし、添付ファイルの資料中に記述するものは差し支えない。なお、機種依存文字とは、パソコンの種類や環境（OS）に依存し、異なる機種で表示させた場合に、文字化けや機器の誤作動を引き起こす可能性のある文字のことである。よって、添付ファイルのファイル名は、漢字、ひらがな、英数字で構成された名称とすることを推奨する。

《使用禁止文字等》

[illegible]

※その他使用不可となる文字⇒「カタカナ半角」、「～」、「ー」がある